

2021年1月14日

長岡京市議会議長 田村 直義 様

日本共産党長岡京市議会議員団

小原明大 浜野利夫 住田初恵

二階堂恵子 広垣栄治

災害時における議会対応指針に基づき、下記のとおり要望いたします。新型コロナウイルス感染症対策本部へ伝達をお願いいたします。

新型コロナウイルス対策に関する緊急申し入れ（第7回）

首都圏に続き、京都府にも緊急事態宣言が発令されました。菅政権は科学を無視し、最後までGoToキャンペーンにしがみつき、自己責任論に終始し、感染拡大防止に無為無策どころか逆行しています。菅政権が国民に対して語るものを全くもたず、文字通り「自助」を求めるのみで、政治への信頼が全くないもとので、感染拡大防止で国民が心ひとつになりきれない現状があります。

いまこそ基礎自治体が、「やるべきことをやりぬく」姿勢をはっきりと市民に示し具体策を連打することが、感染拡大防止への市民の力を引き出すとともに、無策の菅政権を動かすことにもつながります。

「無症状の陽性者を早期に発見して感染拡大を防ぐ」「自粛要請と一体的確な補償」「経済危機による困窮から市民生活を守る」の立場から、これまで申し入れてきたことと合わせ、以下の通り申し入れます。緊急に補正予算を編成・執行し、新年度の予算にも反映させることを求めます。

<感染拡大防止、感染者支援に関して>

医療体制をなんとしても守るため、無症状の陽性者を早期に発見し、クラスターや重症化を防ぐことが急務です。同時に自宅療養者や「調整中」の感染者が急増しており、不安のなか生活されていることに対して、ひっ迫する保健所の体制強化とともに、市の具体的支援が求められています。

今回、緊急事態宣言に基づき府が要請している内容は、「夜8時以降の外出」に強い抑制がかかっているだけで、日中の活動には具体的な抑制策が欠けています。コロナウイルスは日中でも感染しますから、科学的見地に立った感染予防を市民に呼びかけることも必要です。

1. 市として市内や乙訓圏域でのPCR検査体制の実情をつかみ、少なくとも医療機関には検査を行っている機関の情報を共有するとともに、市として検査拡充への的確な対策と市民への適切な情報提供を行ってください。
2. 医療・介護・福祉施設、保育所・幼稚園・学校・放課後児童クラブなど、クラスター回避の必要性が高い施設の定期的・網羅的な「社会的検査」の実現、感染者発生時の全員検査の実現へ、京都府・乙訓市町会・乙訓医師会等と協議してください。

また、保健所の体制に負担をかけないためにも、施設が自主的に社会的検査を行った場合等の補助制度を創設し、市としてまとまった検査を安価でできる民間事業者を紹介するなどしてください。

3. 高齢者や障がい者など、リスクの高い人と同居している家族が、接触者となったり体調不良となったが行政検査の対象外であった場合などに、自主的に受けるPCR検査について補助制度を創設してください。
4. 「熱発者の介護を行わない」という事例を聞いています。介護者の安全と介護を受ける権利を守るためにも、国の補助制度も活用し、行政検査の対象にならなかった要介護者・障がい者のPCR検査の補助制度を創設してください。
5. 感染者は仕事を休むことや家族の看護ができなくなる等の支障が生じますが、家族構成によっては非常に困難な状態になることもあります。本人に届け出てもらうなどして、感染者とその家族における生活上の支障の実態把握を行い、市としての生活支援を具体化してください。
6. 自宅療養者、または入院・入所の調整中である感染者について、家族や周囲の人に感染させることなく安心して療養できるよう、生活必需品の提供や家庭内感染対策の支援、パルスオキシメーターの貸し出しなどを市として具体化してください。
7. きょうと新型コロナ医療相談センターの相談件数が多いとは言えず、十分知られているのか疑問です。熱発時の連絡先はもちろんのこと、市民の不安・関心に沿った情報提供を、市広報だけでなく公共施設や市民の多く利用する場所での掲示、広報車なども含め、さらに強めてください。
8. 京都府の検査数、陽性率、新規感染者数のデータの中の、乙訓地域の状況も住民が知ることができるよう情報提供を求めてください。府内の感染状況や病床ひっ迫状況のデータ、14病院長の緊急声明などについても、市としても公共施設や市民の多く利用する場所での掲示など、積極的に市民に知らせ啓発する役割を果たしてください。
9. 市民に貸室を行う公共施設は18時以降の閉館という方針ですが、時間帯が問題なのではなく、実際に外出をするかどうかの問題です。時間帯で規制するのではなく、「不特定多数の参加者をつのるイベントの開催は控える」「不要不急の集まりは控える」など、「外出自粛要請」にふさわしい利用形態と感染拡大防止策の徹底を呼びかけてください。
10. 保育所や学童保育、幼稚園において、感染防止のために自主的に休む家庭については、感染拡大防止に資することになるため、保育料や協力金等の免除を行ってください。(学童保育は月単位の休会制度を月の途中でも対応してください。)
11. 学校において、感染を回避するために自主的に休まざるをえない児童生徒について、教育活動が

ら疎外されないよう必要な支援を行ってください。

<医療・福祉・子どもなどの事業所への支援に関して>

感染拡大防止のため常に緊張を強いられる医療・福祉従事者の忍耐も、長期にわたる対応で限界に近づいています。感染拡大により接触者となる機会が増え、事業所を休まざるをえないケースも増え、さらに在職者に負担となっています。離職が増えているとの報道もあり、従事者への直接支援は急務です。また、事業所は感染防止の負担がさらに増えており、さらなる支援が求められます。

1. 介護・福祉事業所、保育所・幼稚園への「支援補助金」を、医療機関も加えて再給付してください。
2. 医療・介護・福祉等従事者の勤務状況・離職等の状況などを把握するとともに、従事者の奮闘にこたえモチベーションの継続、人員確保につながる施策を具体化してください。
3. 医療・介護・福祉等事業所における感染者発生時の事業継続のため、市がリードして各事業所と協議し、支援体制を構築してください。
4. 感染者の使用したティッシュ等は「密封して出してください」とされていますが、収集の段階で環境業務従事者が接触する可能性があります。対策を国へ求めるとともに、市でも防護措置を事業者と協議してください。

<自粛の影響を受ける事業者やその従業員への支援について>

外出自粛要請により、事業者はますますの売り上げ減少、経営の危機に見舞われることとなります。2月7日までという政府の決定も信用ができず、見通しが全く立たないことが、さらに事業者を追い詰め、「今度こそ無理かもしれない」という声も聞かれます。

「飲食店等の夜8時までの時短要請に一律1日6万円の協力金」は、昼間の会食の抑制になっていないという不合理があるとともに、他の自粛要請される事業者との不公平、もともと8時以前の営業だった店舗との不公平、店舗規模による不公平など、国民に分断を生んでしまっています。

1. 緊急事態宣言にともなう1日6万円の協力金の対象外である事業所について、感染拡大防止のための営業自粛を行った場合の独自の補償を行ってください。対象の事業所でも一定規模以上の事業所には、雇用維持などの目的で上乗せを行ってください。
2. 今度こそ全事業所にアンケートを行うなど、業種ごとに困難の実態を把握し、事業継続につながる施策を具体化してください。
3. 自営業者にも感染事例が生まれています。国民健康保険の傷病手当金をコロナ感染の自営業者やフ

リーランスにも支給できるよう拡大してください。

4. 自営業者・中小企業からの相談を受けるのはもちろん、積極的に出向いて状況把握と対策ができるよう、商工会や商工観光課の人員体制強化を行ってください。
5. 支援制度や給付金があっても「不備」などで利用にまでたどり着けない事業者が残されています。今後行われる支援を届けきるためにも、どの事業者でも気軽に相談でき手続きの支援が受けられる相談窓口を、民間とも連携しながら設置してください。
6. 営業自粛を行う事業所等への雇用調整助成金の受給、休業支援金の活用促進を強く推進してください。市としても雇用調整助成金や休業支援金について、市民への広報を強めてください。

<生活に困窮する市民への支援に関して>

非正規雇用を中心として、雇用情勢はますます厳しくなり、コロナ禍が長引くにつれて「所持金が尽きた」というような深刻な相談も増えています。市は「総合相談ネットワーク窓口」を置いたとしていますが、生活困窮の相談について、「市の各担当にその都度一から説明しなければいけない」状況が残されています。また厚労省も、生活保護について、「権利でありためらわず受給するように」との呼びかけを強めていますが、実際に対応する市こそが積極的に呼びかける必要があります。

1. すべての相談者について、責任をもってその人の生活全体を把握し、全庁を巻き込んで包括的に手を打っていく担当部署（正規職員による）を明確にし、文字通りのワンストップを実現してください。また、「困ったときは相談を」の広報を大々的に行ってください。
2. コロナの影響を受けた生活困窮者や低所得者に、ただちに支給できる（所得の減少の証明はあとで行い、証明できれば返済不要の）給付金制度を創設してください。すぐに入居できる住宅の確保や、相談窓口とフードバンクの連携などを強化してください。
3. フードバンクは「食品ロス削減」が目的の環境業務課ではなく社会福祉課等が担当し、生活困窮者支援の取り組みとして思い切って規模を拡大してください。広く呼び掛ける食料提供など、全市民に見え、連帯の広がる取り組みを検討してください。
4. 生活保護が「市民の権利である」ことをはっきり知らせるとともに、「家や車があると受けられない」「親族の所得が多いと受けられない」「24時間行政から生活がチェックされる」「保護費の使い方を行政から全てチェックされる」などの誤った理解を払しょくする広報を、市長が先頭になり広報車・ポスターなどあらゆるメディアを活用して行ってください。

以上、よろしく願いいたします。